

給与所得者異動届出書の記入例1【退職により普通徴収へ切替え】

第6号の6様式(1)

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

※異動があった場合は、速やかに提出してください。

市町村長殿 令和〇年〇月〇日提出		〒012-3456 〇〇県××市△△1-2-3	特別徴収義務者 指定番号 60000000	宛番号 1	所属 人事課人事労務係	担連 当務者 特徴 花子	氏名 特徴 花子	電話 000-0000-0000 内線(000)
フリガナ 中野 一郎	所在地 カバシネガイシャ マルパツショウジ	フリガナ 株式会社〇×商事	個人番号 1111111111111111		異動 年月日 令和〇年1月1日	異動の事由 1. 退職 2. 転職・長欠 3. 死亡 4. 支払少額・不定期 5. 合併・解散 6. その他 7. その他		
氏名 中野 一郎	生年月日 昭和50年1月1日	特別徴収税額 (年税額) 140,000円	(イ) 徴収済額 35,600円	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ) 104,400円	異動 年月日 令和〇年1月1日	1. 特別徴収 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)		
個人番号 2222222222222222	受給者番号 00001234	1月1日現在の住所 中野区△△3-2-1	異動後の住所 中野区□□4-5-6		1. 退職 2. 転職・長欠 3. 死亡 4. 支払少額・不定期 5. 合併・解散 6. その他 7. その他			

特別徴収税額決定・変更通知書に記載されている8桁の番号を記入してください。

従業員の社員番号など、特別徴収税額決定・変更通知書に表示してほしい管理番号があれば記入してください。特に希望がなければ空欄のままご提出ください。

1月1日現在の住所と違う場合に記入してください。

法人番号を記入します。個人事業主の方は、事業主の個人番号を記入してください。

1. 特別徴収継続の場合	特別徴収義務者指定番号 〇〇〇〇〇〇〇〇	所在地 〇〇県××市△△1-2-3	フリガナ 株式会社〇×商事	氏名又は名称 株式会社〇×商事	新しい勤務先へは、月割額 〇〇〇〇円を 月分(翌月10日納入期限分)から 納入するよう連絡済みです。
2. 一括徴収の場合	1. 異動が令和〇年〇月〇日 2. 異動が令和〇年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	月 日 円	左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。		
3. 普通徴収の場合	1. 異動が令和〇年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和〇年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため	月 日 円	※市町村記入欄		

【例】8月分まで徴収する場合
 (ア) 特別徴収税額(年税額) 140,000円(6月から翌年5月分)
 (イ) 徴収済額 35,600円(6月から8月分)
 (ウ) 未徴収税額 104,400円(9月から翌年5月分)
 ※(ウ)の未徴収税額が普通徴収税額となります。
 普通徴収の税額通知は中野区から本人宛に送付します。

※1月1日から4月30日までの異動により給与の支払がなくなる場合は、一括徴収が義務づけられています。

【提出先】 〒164-8501 中野区中野四丁目1番19号 中野区税務課 課税係

※異動届出書は、中野区ホームページからダウンロードできます。
 ※異動届出書は異動が生じた月の翌月10日までに提出してください。
 ※退職等により特別徴収から普通徴収へ徴収方法を変更する方が、退職後国外へ転出(帰国)する場合は、納税義務者(給与の支払を受ける方)本人が、「納税管理人承認・認定申請」の手続きを行うようご案内ください。